

事務連絡

令和4年1月26日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市区町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

## 公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について（その2）

平素より、介護保険行政の運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

公費負担医療対象者の高額介護サービス費（介護予防サービスに係る部分を含む。以下同じ。）の算定事務については、「公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について（依頼）」（令和3年12月23日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「前回事務連絡」という。）により、各保険者において、当該算定事務が適切に行われているか確認いただき、その結果について報告いただいたところです。

今般、当該報告結果を取りまとめたところ、三分の二程度の保険者において、前回事務連絡1. に記載の算定方法どおり行っていないところがあります。

つきましては、前回事務連絡でもお伝えしたとおり、可能な限り速やかに、追加支給など適切な対応を行うとともに、令和4年3月末時点の対応状況について、下記のとおり報告をお願いいたします。

### 記

#### 1. 報告いただきたい事項

前回事務連絡において、公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について、前回事務連絡1. に記載の算定方法どおり行っていないと報告した保険者におかれましては、令和4年3月末時点の追加支給等の対応状況について、2. の報告方法により報告をお願いします。

#### 2. 報告方法・期限について

○ ポータルサイト「OnePublic」のアンケート機能より、ご報告をお願いします。

・アンケートURL：

[https://mhlwpp.microsoftportals.com/survey/survey\\_answerdata/?surveyid=639918bb-4977-ec11-b820-2818786353f7](https://mhlwpp.microsoftportals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=639918bb-4977-ec11-b820-2818786353f7)

・報告期限：令和4年4月14日（木）中まで

※ 必ず期限内の回答をお願いします。

○ なお、広域連合等の OnePublic を利用できない保険者に限っては、別途送付する報告票ファイルを厚生労働省老健局介護保険計画課宛てメール添付にてご提出をお願いします。

【宛先】厚生労働省老健局介護保険計画課宛て

メールアドレス：後掲の連絡先のとおり

【件名】公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定事務について

<メールで回答する場合の留意事項>

- ・ エクセルファイルはメールに直接添付し、zip 形式等の圧縮やパスワードは設定しないでください。
- ・ エクセルファイル自体に読取り・書込みパスワードを設定しないでください。

以上

厚生労働省老健局介護保険計画課

担 当：富澤、中村、西村

電 話：03-5253-1111（内線：2164）

メール：rouken-keikaku@mhlw.go.jp